

参議院憲法審査会議録第六号

平成二十六年六月一日(月曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

島村

大君

馬場

成志君

松沢

成文君

宮本

周司君

五月二十九日

辞任

和田

政宗君

五月三十日

辞任

滝波

宏文君

補欠選任

宮本

周司君

補欠選任

滝波

宏文君

補欠選任

宮本

周司君

補欠選任

石橋

通宏君

補欠選任

荒井

廣幸君

六月一日

辞任

浜田

和幸君

幹事

小坂

憲次君

出席者は左のとおり。

五月二十二日

辞任

赤池

誠章君

佐藤

正久君

柳本

祐介君

宮本

周司君

柳本

阜治君

柳本

山下

雄平君

柳本

足立

柳本

有田

柳本

芳生君

柳本

信也君

柳本

石橋

柳本

林

久美子君

柳本

前川

清成君

柳本

藤末

健三君

柳本

櫻井

充君

柳本

小川

敏夫君

柳本

俊雄君

柳本

石橋

柳本

藤末

柳本

佐藤

洋之君

柳本

丸川

珠代君

柳本

西田

眞穂君

柳本

清水

貴之君

柳本

仁比

公太君

柳本

聰平君

柳本

正弘君

委員

國務大臣

中等教育省初等

教育部長

文部省領事局長

外務省領事局長

文部省教育局長

文部省初等

文部省教育局長

文部省初等

文部省教育局長

文部省初等

してそれをどのように捉えているのかということ  
で、本日は、総務省、法務省それから文科省にお  
越しをいただきました、それぞれ一問ずつ、論点  
ということで私の方から質問をさせていただきた  
いと思います。

まず、法務省にお伺いをいたします

この法律改正案が通ることによって、国民投票法の方だけ四年後には自動的に年齢が十八歳に引き下げる。他の民法等においては成人規定は二十、それから一般の、国會議員の投票ですね、国政選挙においては三十歳のままということで、しばらく十八と二十歳という形でのギャップタームが残つてしまふわけになるんですが、こなずれている間における何か問題点があるのか、あるいは、今後十八に引き下げていくというよろきであるのか、法務省の御見解をお伺いいたしま

論上の問題はない」と、このように思われます。また、実際上も、民法上の成年年齢を十八歳に引き下げました場合には、例えば十八歳、十九歳の若年者に消費被害が拡大するといったような問題が生ずるおそれがあるのに対しまして、参政権グループの各年齢を引き下げても、単に権利を与えるだけということになりますので、これらが直接被害を被るということにはならないということで、実際上の問題もないであろうと、このように考えております。

したがいまして、法務省としては、民法の成年年齢を引き下げるところなく参政権グループの各年齢を引き下げたとしても段階問題は生じないと、このように考えております。

以上でございました。

はないかと、十分その年齢によって判断能力があるかどうかのような御意見もあつたやに記憶をしておりますけれども、この判断能力ということだけを果たしてこの年齢を当てはめるときの基準に置いて議論をしてよいものなんだろうかという疑問が私はちょっと拭えないところがあるんです。

それで、これは総務省の方にちよとお伺いをしたいわけなんですが、例えば認知症と認定されたような患者、これは後見人制度で、前回の法改正でこれを認めることになりましたけど、例えはそういう判断ができるのかどうなのかという疑義がある方、あるいは裁判等において判断能力を問われたようなケース、そういう場合においてこの選挙権との兼ね合い、判断能力の兼ね合い、こういうのは一体どのように考えたらいいのか、総務省としてのお考え方をお聞きしたいと思います。

○宇都留史君 ありがとうございます。  
これは非常にセンシティブな問題でもあります。す、人権に関わるような問題でもあります。しかししながら、やっぱりこの欠格条項、非常に重要なことでもあり、やっぱり放置するというのではなくて、どこまでのバランスを保つのかというのは、やっぱりこれは担当官庁として真剣に検討を加えていくべきことではないのかなと。検討を始めた結果に関してはやはりオープンにした形で、こういうように考へているという一つの役所としてのやつぱりスタンスを示す時期も、今回ちょうどどの十八歳への引下げも出てきたわけですから、やはりそこはちょっと役所として真剣に捉え、今後議論を加速化していただきたいということをお願いを申し上げておきます。

最後、文科省にお伺いをしますけれども、今回、年齢引下げにおいて、より子供たちに対しても

## ○政府参考人(安田充君)

選挙権の欠格条項を規定いたしました公職選挙法第十一一条第一項は、禁錮以上の刑に処せられた者や一定の選挙犯罪により刑に処せられた者等につきまして選挙権を有しない旨、規定しているところでございます。

も各党各会派による議論を経まして、昨年五月の議員立法による法改正で欠格条項が削除され、現行法では一定の判断能力を要件とした欠格条項は設けられていないところでございます。

喪失、心神耗弱とされた者等につきまして欠格条項を設けることにつきましては、どのような基準とするのか、全国的に平等な取扱いを行なうことができるのか、誰がどのような手続で認定を行うのか等、慎重な検討が必要であると考えております。これまでの立法措置に係る経緯も踏まえつ

つ、各党各会派で御議論いただくことも必要であると考えております。総務省としましても、それを踏まえて適切に対処してまいりたいと思っております。

○宇都隆史君 ありがとうございます。  
これは非常にセンシティイブな問題でもあります。人権に関わるような問題でもあります。しかししながら、やっぱりこの欠格条項、非常に重要なことでもあり、やっぱり放置するというのではなくて、どこまでのバランスを保つのかというのは、やっぱりこれは担当官庁として真剣に検討を加えていくべきことはないのかなと。検討を加えた結果に関してはやはりオーブンにした形で、こういうように考へているという一つの役所としてのやっぱりスタンスを示す時期も、今回ちょうどこの十八歳への引下げも出てきたわけですから、やはりそこはちょっと役所として真剣に捉えさせて今後議論を加速化していただきたいということをお願いを申し上げておきます。

最後、文科省にお伺いをしますけれども、今回、年齢引下げにおいて、より子供たちに対しても政治教育あるいは憲法の教育等を充実させていくべきだというお話を参考人の先生方からも非常に多く出てまいりました。しかしながら、その議論の過程の中で一つだけ見落としがあるとすれば、教える側の教師の政治的なリテラシーあるいは憲法等に関するいろんな豊富な知識を与えるだけのカリキュラム制度になつていてるんだろうかということに疑惑を生じてなりません。

今後、文科省として、教育者育成の制度、カリキュラム、これを大きく改善していく必要性等に対しても検討を加えている等の何かがありましたら、お願いいたします。

○大臣政務官(上野通子君) 宇都委員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、現在の憲法改正の問題が出ている中、若者が主権者として主体的に政治参加を行う上で、やはりその資質、能力を身に付けられているという教員の能力も今上げなければいけないということが問題となつておるところです。

現在、大学等の教員養成課程におきましては、教員を目指す全ての者が日本国憲法について全員二単位を必修とするという学びをしていますが、

そのほか社会科の先生を日指す者に対する対応では、中学校の社会科で法律学、政治学いずれか一単位以上、高等学校の公民科の教師を日指す者は法律学、政治学同じようにいすれか一単位以上を学ばなければならぬということになつております。

文科省といたしましては、今後も、教員養成において、憲法改正なども含めて、社会の環境の変化や動きに応じた内容も踏まえて適切に履修が行われますよう大学の方に促してまいりたいと思っております。

また、委員の御指摘の中には、恐らく教員養成の課程をもつと充実化するために修士課程修了を原則としてはいいんじゃないかという思いもあると思うんですが、現在、文科省としましては、平成二十年度以降、高度専門職業人養成に特化した教職大学院が設置されております。二十五大学で八百十五人が現在学んでいるところでございますが、今後拡充が見込まれているところであり、大学院段階で学べる環境の充実を図っているところでございますので、さらに今後、現状を見極めながら、これは、大学院までつくるといふと、それぞの大学がこれからどのようにしたらいいかといろんな様々な動きも出てきたり、少子化の中で六年生まで全員が学ぶ必要があるかということなども出でてきますので、慎重に検討する必要があると考えております。

○宇都隆史君 私が認識している中では、学校は、教員カリキュラムだけではなくて、全ての大学において、いわゆるリベラルアーツと言われるような哲学であつたり宗教、統治システムであつたり、そういうものがだんだん単位の中から、必修から落ちていつて、あるいはいろんな政治の仕組みを教えるためには、より広範な複雑な、バランスの取れた人格あるいは知識というのを持たなければならないというふうに思つてゐるもので

すから、今後、教師育成のシステム、大学における例えは先ほどおっしゃいました教員になるための最終的なレベル、学士のままでいくのか修士を求めるのか、あるいはその修士の割合というのを増やすような何らかの施策を打つのか、そういうことでもやはり文科省は真剣に考えながら、事は子供たちの自己実現の話だけではなくて、日本全体としての政治リテラシーを上げるために非常に重要な部分だと思いますので、引き続き御検討をお願いしたいと思います。

会長、終わります。

○大沼みずほ君 おはようございます。自由民主党の大沼みずほでございます。

今日は質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

先ほど宇都委員からもありました憲法教育の在り方、特に投票の秘密保持の重要性について、さらには、本日は外務省さんにお越しいただいて、在外公館での選挙体制の問題について、これまで出でていませんでしたので質問させていただきたいと思います。

まず、憲法教育の問題でありますけれども、今改正に向けて、模擬選挙やディベート、また弁護士や専門家といった外部の講師によつて、小さな頃から社会で起きた様々な問題に対してしつかりと自分の意見を持ち発表する力の育成に御尽力いただいていると思います。

そんな中、模擬選挙やディベートでは、例えば死刑制度に賛成か反対かといったようなことをデイベートしたりしたようなことを私も記憶しておりますが、通常、クラスではなぜ賛成か、なぜ反対かといったことを表明することが求められます。論理的思考能力を高め、個人の考え方を持つことの大切さを身に付ける上で重要でありますし、賛否を明らかにしないで議論を深めることもなかなか難しいのも事実です。そのため、こうした授業の中では投票の秘密保持の重要性を教えられており、どこに、また誰に、どういったことに投票し

たか教えたくない人は教えないといいですよと言つた瞬間、多くの学生が教えないとなつたら、授業が成り立ちません。模擬選挙の後、例えは、なぜ反対票を投じましたか、なぜ賛成票を投じましたかといふことをお互いに知つて議論を深めることで、他者の考えを尊重し、多くの問題への多角的視点を学ぶことは重要であります。投票の秘密保持というのは非常に重い権利であり重要なことをお伺いします。

私も、高校生のときに、父が選挙から帰つてて、どこに入れたのと聞いたら、幾ら親子とはいえ誰にどこに入れたかは言わないと、自分で考え自分の意思で投票するのだということを教わりました。我々政治家はいろんな方に投票をお願いする立場でありますから、是非家族にも大沼みずほに入れてくださいと、お友達にも、こう選挙でお願いをする立場であるんですが、実は誰に投票したかということを言わないと、自分で考えこの投票の秘密保持についてどのような教育が行なわれているのか、また、今後どういった教育をしていくべきだとお考えでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 学校教育におきましては、憲法や政治に関する教育の中で選挙について学習することとしておりまして、学習指導要領におきましては、例えは選挙の意義について考えさせる、これは中学校の公民的分野でございます。また、政党政治や選挙などに着目して、望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について考察させる、これは高等学校の公民科、政治・経済でございます。こうしたことについて明記しているところでございます。

これを踏まえまして、中学校及び高等学校の教科書、特に中学校では全ての教科書、高等学校でもほとんどの教科書におきまして、選挙に関する記述の中で、現在の選挙が普通選挙、平等選挙、直接選挙、秘密選挙という四つの原則の下で行われていることが記述されております。

また、学校におきましては、実践的、体験的に

学習を取り入れ、生徒に関心を高めさせたりする工夫いたしまして、例えは模擬選挙や模擬投票なども行われておりますけれども、その際、誰がどの候補者や政党に投票したか分からぬよう投票の秘密が守られることが、投票行為そのものは学習評価の対象としないなどを指導上の留意点としている例も多く見られるところでございま

す。

○大沼みずほ君 ありがとうございます。

今、様々な模擬選挙のよなことを実施されていると思いますが、それが文科省の下に情報が集まつた際には、投票における秘密保持の重要性について各学校がどのような教育をしているのか集めていただいて、次の政策に役立てていただけますか。

次に、外務省さんにお尋ねいたします。現在およそ百万人以上の方々が在外で生活をされております。現在の在外公館での国政選挙の際の取組について教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(三好真理君) お答え申し上げます。

公職選挙法に基づく在外選挙制度は、在外選挙人名簿への登録、在外投票、この二つの柱で成り立っております。すなわち、在外選挙人名簿に登録された方が国政選挙での在外投票ができると、こういう仕組みになつております。

在外公館における選挙事務といましても、在留邦人にに対する制度の広報啓発、さらに、この二つの柱のうちの一つ目であります登録に関しましては、在外選挙人名簿の登録申請受付及び外務省を通じた国内市区町村選挙管理委員会への送付、選挙管理委員会が登録後発行する在外選挙人の申請者への交付等がございます。また、在外投票には在外公館投票、郵便等投票、日本国内外の投票の三つの方法がございますが、在外公館では、この公館投票実施時の投票記載場所の開設、管理、投票終了後の記載済投票用紙の外務本省への搬送等の業務を行つております。これら在外公



る場合、公務員の地位ですね、ない人に対しての場合と、公務員の内部での地位の問題があると思ふうんですけども、公務員だと内部で上司が部下には駄目なのに、民間だといふとか、ちょっと分かりにくいわけなんですね。

この地位利用なんですかけれども、これ公職選法が制定された後の改正のときにできていると うんですけれども、この地位利用の制限が規定して置かれたときの背景というのはどういうふ があるでしょうか。ちょっと御説明いただきた と思います。

経緯についてのお尋ねでござりますけれども、公職選挙法における公務員等の地位利用による選挙運動の禁止につきましては、まず、昭和二十年代に各党において高級公務員の立候補制限が検討されたものの、立候補の自由を制限することについての憲法上の問題から法案化されず、代わりに昭和二十九年の法改正において、公務員の地位利用による事前運動の罰則を一般の事前運動より重くするとされたところでございます。

の答申、昭和三十四年の第七次選挙制度調査会の答申、昭和三十六年の第一次選挙制度審議会の答申におきまして高級公務員の立候補制限が盛り込まれましたが、同様に憲法上の問題や、仮に対象を限定するとした場合に基準設定をどうするのかという技術的な問題があつたことから、同様に法整備化に至らなかつたわけでござります。代わりに、高級公務員が在職中その地位や組織を利用して運動することが公正な選挙の実現の観点から好ましくないという高級公務員の立候補制限を規定する趣旨を踏まえて、昭和三十七年の法改正において、公務員の地位利用の選挙運動規制を選挙運動期間中にも拡大するということにされたところでございます。

を、当時参議院は全国選挙でしたから、省庁の代表を出そなだとか役所の代表を出そなうといふ、こういつたことに対する組織的な選挙活動に対しても制限を掛けると、立候補の制限は無理だから、地位利用がいけないという、そんな形だったような感じがしましたけど、むしろそういう考え方で地位利用を運用するのは、もう今、時代がそういった時代じゃありませんし、選挙制度も全然違いますし、むしろゆがみを生んでいるような感じがしてならないんですね。特に最近の選挙でも、やっぱり地位利用というのは、公務員が民間に対してではなくて、公務員の中でのケースが専らだと思うんですけれども。

以前、こういう話を聞いたことあるんですけども、日頃、上司と部下が対立している場合に、その部下が、ちょうど選挙期間中に上司がある人に対して、ある別な部下に対して、誰々さん、よろしくねと、こういうふうに言つたのを聞き付けて、そのことを警察に通報し、警察はそのままの上司を逮捕するわけです。最終的にその上司は辞めてしまうんですねけれども、ある意味、それは確かに部下に対する地位利用かもしれないんですけども、こういつた意味、動機としては元々の対立を何とかしたいというその中の抗争で使われている感じがするんですね。もちろん、聞いただけですから本当の真相は分からんんですけども、こういつた言葉が出てくること自体が、本来、公務員の中立性の担保のために作られた規定がむしろ中の権力抗争に使われている可能性があるということだと思います。つまり、こういつた視点も含めて、地位利用をした場合に本当は何が起きるんだといふことを考えてこの制度をつくつていかなければならぬと思います。

私は、公務員が民間に対して許認可権などとかを使つて地位利用するのはやはりおかしいと思うんですねけれども、むしろ上司の行動を制限するといふよりも、上下関係の場合は上司も部下も同じように行動ができるという、こういつたふうな目的で規定を作り直すことがある種必要だというふうな思いです。

に考えて います。国民投票法の法律案の方の規定では、是非そういつた考え方を持つて進めていいらしいなというふうに思つて います。

それでは次に、今度は、公務員の政治活動全般についてお話ししたいと思うんですけれども、地方公務員法第三十六条では一般的の地方公務員に対して政治的行為が制限されていますけれども、国家公務員法でも、やや違いますけれども、同じような規定があります。

これらのことと徹底するために、国政選挙とか統一地方選挙があるたびに総務大臣から各大臣や知事などに対し、何とか選挙における公務員の服務規律の確保についてという文書が毎回毎回出されているんですね。さきの参議院選挙についても、平成二十五年六月三日付けで公務員、地方公務員それぞれに対して総務大臣から文書が発出して いるわけです。結構分厚い文書で A4 で十ページぐらいあるんですけど、けれども、細かく、これは駄目だ、これは駄目だ、これは駄目だ、これは駄目だと、読むだけでも大変なんですが、こういった文書が必ず出されます。

そこで、ちょっとお伺いしたいんですけども、地方公務員のお答えで結構ですので簡単にお願いしたいんですけど、例えば公務員が、ふだん、政党の党員に公務員がなることは政治活動の制限に抵触しますか。

○政府参考人(三輪和夫君) お答え申し上げます。

地方公務員の政治的行為の制限を定めます地方公務員法三十六条一項におきましては、「職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないよう勧誘運動をしてはならない。」と、このように規定をされております。したがいまして、地方公務員が政党の結成に関与することなく役員以外の党員となること 자체は、地方公務員法の規定に違反しないものでござります。

○石田昌宏君 では、公務員が政党や政治団体の

○政府参考人(三輪和夫君) 地方公務員が政党その他の政治的団体の役員となることは、先ほど申しました地方公務員法第三十六条に違反するものでございます。

○石田昌宏君 それでは、政治団体が主催する会合で自分の主張をスピーチすること、これはいかがですか。

○政府参考人(三輪和夫君) 地方公務員法の第三十六条の第二項におきましては、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又は反対する目的、こういった目的を持ちまして、公の選挙又は投票において投票するよう、又はしないよう勧誘運動をすること、署名運動への積極的な関与、金品の募集への関与、文書を庁舎に掲示するなど地方公共団体の庁舎、施設、資材、資金の利用、条例で定める政治的行為、こういった行為を行うことを禁止をいたしております。

こういった地方公務員法の三十六条に違反するかどうかということにつきましては、行為の具体的な態様や状況などを考慮して個別具体的に判断するものでありますけれども、お尋ねの政治団体の主催する会合でのスピーチにつきましては、同法の三十六条に定めます政治的目的を持つて、同条に定めます勧誘運動等の政治的行為に該当するものであれば、地方公務員法の規定に違反するものと考えられます。

○石田昌宏君 時間がないのでこれぐらいにしますが、かなり難しい規定で、私たち選挙を戦っている者は大体分かっていると思うんですけども、一般の公務員がこれをきちんと理解しているとは余り思えないんですね。しかも、選挙のたびにこういった通知がばつと出されるので、公務員がむしろ許されている政治活動も、この通知見たときに、禁止 禁止なんか、しちゃいけないん

じやないかという、むしろやらないというのが普通の反応になつてゐるかもしません。というか、むしろ政治活動について熟知している一部の公務員は一生懸命やるんだけれども、その他の公務員はやらない、こんな構造になつてゐるような感じがします。

そのでは次に、非公務員型の一般的の独立行政法人の職員が同じような政治活動を行う場合に、これは公務員と同等に制限を受けますか、それとも民間人と同等ですか。お願ひします。

（政務官等の職務行為）非公務員型 いわゆる一般の地方独立行政法人でござりますけれども、この一般地方独立行政法人の職員につきましては、その身分が地方公務員ではなく、地方公務員法の適用を受けないものでございます。地方公務員法三十六条に規定をいたします政治的行為の

○石田昌宏君 実は、幾つか私も具体例は知つて  
いるんですけれども、選挙のたびに、公務員に発  
出された通知と同じような文書が独立行政法人、  
非公務員型の場合に流れるとか、文書じやなくて  
も役員会とかで職員に対し同じようなメッセー  
ジを伝えるとか、こういったことを私は見たこと  
があります。大体、元々公務員だったところが行  
政機構の改革で非公務員型になつたところとか、

あとは、理事とか事務局長さんに天下りという形で公務員の方が来た場合が多いんじゃないかなと思うんですねけれども、ある意味これは民間人に対して政治活動を制限するというメッセージにもなりかねないんですね。一般国民の政治活動への参加を妨げるというふうに言ってもいいのではないかと思います。

現在の公職選挙法は余りにも制度が複雑で、それを熟知している一部の公務員ばかりが政治的な活動をして、大半の公務員は逆に恐れる余りに抑制していると、これが現実だと思います。さらには、独立行政法人で制限しなくともいい行動まで抑制されているというのが現実だと思います。むしろ、本当にやるべきことは、管理職であ

れ、一般職であれ、また職員の団体に入つていいようが入つていまいが、どのような立場でも、中立公正を守つた上で、かつ、安心して政治活動や選挙運動に参加するという仕組みをつくらなければなりませんし、そのために、むしろ法律を作る、今回の法改正も、法律を作つて規定をするという形じやなくて、できるだけ具体的なガイドラインを作つていくとか、又は、選挙で制限をするじやなくて何ができるのかということで具体的な通知を出していくとか、勉強会、研修会を行うとか、こういつた運用上の工夫がかなり必要になつてくると思ひますので、どうぞ、日本国憲法の改正手続きに関する法律の一部を改正する法律案の制定及び運用に当たつてはこの点を十分考慮していくといふうに考えております。

以上で発言を終わります。どうもありがとうございました。

いいますか国会の意思としてあつたにもかかわらず、それがなされてこなかつたし、今回の年齢引下げにつきまして、いわゆる八党合意によつて、選挙権年齢の引下げについてもプロジェクトチームを設けるというふうに合意がなされたところでござります。また、今回の改正案の発議者、北側議員でござりますけれども、この改正は議員立法院として行われるというふうに先々月の衆議院の審法審査会で発言をされているところでござります。

要は、本来閣法で出されるべきものが、もう思ひ余つてといひますか、待てど暮らせどやつてないから、これは議員立法でやりましょうかと。政府としてこれでいいのかということを、ちよつとその辺の認識をお聞きをしたいと思つてはいるところでございます。

閣法であればそれはもちろんいろんな政府の都合等踏まえた上で立法措置されると思いますけれども、

ども、議員立法であつても与党を通じていろいろなことをできるわけありますが、革靴の上から足をかくような世界もあるかもしれません。その点について総務省はどういうような御認識をされているのか、政府を代表して総務省の御見解をお伺いします。

○政府参考人(安田充君) お答えいたします。  
選挙権年齢の引下げにつきましては、平成30年  
いをしたいと思います。

年五月の国民投票法の成立を受けまして、総務省といたしましては、公職選挙法を所管する私ども自治行政局選挙部において省内の考え方を取りまとめ、内閣官房副長官を委員長として設置された政府の年齢条項の見直しに関する検討委員会に参画いたしまして、民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢等の他の年齢条項の取扱いとともに、内閣官房や法務省等と検討、協議を行つてきただところでございます。

選挙権年齢の引下げにつきましては、私どもの考え方といたしましては、成年や成人の権利と義務について定めた民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢との整合性等の観点から、これらと一致

する」ことが適当であると考え、その旨説明してきましたところでござります。ただ、この点につきましては、法務省さんと必ずしも意見が一致しなかつたというのが現実でございまして、それによつて政府部内の意見が統一されなかつたということです法案が提出に至つていらないという状況でございま

○鶴住裕一郎君　要は、政府部内で意見がまとま  
ります。選挙権年齢の引下げにつきましては、今後、各  
党各会派において議論が行われるものと承知して  
おりますが、総務省といたしましては、立法府に  
おいて結論が出された場合には、それに基づき適  
切に対処してまいりたいというふうに考えてござ  
います。

ならないからずっとするするここまで来たよといふことのようでござります。

そこで、実際に引き下げるとした場合、準備期間として、これは先々月の二十四日に衆議院の審査会で選挙部長の発言でございますが、選挙人名簿調製システムの改修等については、自治体から、三か月から六か月のそういう程度で準備期間としてできますというような、これは船田先生の質問に付しての御答弁のようでございますが、し

しかし、今度、国民に対する周知期間、これについては答弁を避けておいでになるわけでござりますが。

選挙権年齢引下げ、具体的にこの法律が通つてどのぐらいの期間を周知期間として必要であるのか。過去いろいろ選挙制度が改正に当たつて、参議院も何回かやりましたけれども、国民に対する周知期間ということを常に改正者として考えている上での立法措置をとるわけでございますが、この選挙権年齢についてはどの程度をお考えなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(安田充君) お答えいたしました。

選挙権年齢の引下げに当たりましては、御指摘ございましたように、選挙実務の面では、市町村の選挙管理委員会における選挙人名簿調製システムの改修、それから、一般的な周知啓発とともに

に、特に、新たに選挙権が付与されることとなる高校生等を対象とした啓発や公正中立性に配慮した主権者教育等の準備が必要となるところでござります。

このうち、選挙人名簿調製システムの改修等につきましては、今御指摘ございましたように、衆議院憲法審査会では、三か月程度という団体から六か月程度必要という市町村がある旨御説明申し上げたところでございますが、その後、更に多くの市町村の選挙管理委員会に聴取したところで、現行のシステムの改修や改修後のシステム稼働確認に要する期間として六か月以下の期間で対応可能だと回答した団体がかなりの割合ではございましたけれども、長いところで一年と回答した団体もあつたところでございます。

かなりばらつきがござりますので、ここら辺については今後更に精査してまいりたいというふうに考えております。

それから、周知を含めての必要な期間でござりますけれども、これはなかなか今の段階で一概に申し上げられないわけでござりますけれども、例えれば、近時の選挙人の数が大幅に増えた改正について申し上げますと、在外選挙の導入時には改正法の公布から一年とされたところでございます。こうした過去の例等を見ながら、今後更に検討していくべきだというふうに考えてございます。

○魚住裕一郎君 憲法改正手続といいますか、それを審議するについても、具体的に、実務的に、非常にそういうことで制約されるというのはいかがなものかと思いますので、しっかりと検討をしていただきたいと思います。

次に、法務省さん、今総務省からは意見が合わなかつたというふうに言われてしまつたわけですが、まず成年年齢の引下げについてお聞きをしたいと思つております。

若年者の自立を促すような施策、あるいは消費者被害の拡大のおそれ等のいわゆる環境整備が整うまでの年数を要するというふうにされてきたわけですが、じゃ、それは、いつまでたつ

たらその環境が整備になるのかと、そういうふうに言わざるを得ないわけでござります。

先々月の四月の十七日、この発議者の船田先生の発言によれば、成年年齢の引下げについても四年以内を目指したいと、こういうふうにおつしやつたわけでござりますが、法務省にとつてもこれは一つの目安になるのではないかなどと思いまますが、その点はいかがでしようか。

○政府参考人(深山卓也君) 今お話に出ましたとおり、成年年齢の引下げを行う時期につきましては、法務省はこれまで、今後の環境整備のための関係施策の効果がどの程度浸透するか、あるいは国民意識の醸成がどの程度図られるかといったことを要素として判断すべき事柄なので、なかなか何年後というのを申し上げることは難しいという答弁をしてきたところです。

また、これも御案内とのおりだと思いますが、昨年十月に内閣府に依頼して実施した世論調査においても、いまだ八割近い国民の方々が成年年齢の引下げに反対あるいはどちらかといえば反対と申します。

いう御意見をお持ちだという状況でもございます。

もつとも、今回国民投票法の改正案が提出され、さらに、その施行後二年以内に公職選挙法の選挙権年齢が先行して引き下げる検討が行われるということでござります。そういうことになれば、それによりまして成年年齢の引下げに向

けた国民の意識が大いに醸成されることになると思

いますし、本法律案によって国民投票年齢が十八歳に引き下げるはれるとされている四年後までに更

に二年あるわざですから、成年年齢引下げのための環境が整う可能性は相応にあるのではないかと、私ども思つております。

また、これも今委員が指摘されたところです

が、この法案の提出者の方が四年後民法の成年

年齢引下げを実現できるよう最大限努力したいと述べておられることは法務省としても重く受け止めおりまして、今後、こういった状況を踏まえ

て、成年年齢引下げのための環境整備に努力した

いとつております。

○魚住裕一郎君 今御答弁の中でアンケートの話が出たわけでござりますが。

もつとも、この引下げの問題が相当か否かにつ

ところで、少年法の適用年齢、この引下げについてちょっとお聞きしたいと思ひますが、今アンケート、世論調査等を見ますと、これはマスコミのほかに、今後の民法における成年年齢についての検討状況や国会における御議論の状況等を踏まえて更に必要な検討を行つていくという認識でござります。

年、少年法が適用される年齢を十八歳未満に引き下げる方がいいというのが、そう思うという人が七割、八割になる、こういうようなアンケート調査になつてゐるわけでござりますが、こつちの方はそれに従わないという趣旨なんですね。その辺はどういうふうな御認識を持つておいでになりますか、法務省は。

○政府参考人(林眞琴君) 少年法の適用年齢についてございますが、これにつきましては、現在、十八歳、十九歳の者につきましては、家庭裁判所の判断で保護処分が科せられるだけでなく、必要がある場合には刑罰も科すことができる、こ

ういう選択的な制度になつておるわけでござりますが、これを、少年の適用年齢を一律に十八歳と

いうところまで下げるということになりますと、現在そういう形で、十八歳、十九歳の者の立場を

一律に刑罰の対象として、保護処分は科し得なく

すること、こういつたことが刑事政策上相当か否かという観点から判断、検討すべき問題だと考えます。

その観点から、これまで法務省として検討してきた結果、やはり十八歳、十九歳の者による刑法犯は現状では減少している、あるいは、少年に対する

年齢を十六歳以上となつていたものを十四歳以上と、私ども思つております。

また、これも今委員が指摘されたところです

が、この法案の提出者の方が四年後民法の成年

年齢引下げを実現できるよう最大限努力したいと

ついて、これまで平成十二年に刑事処分の可能

年齢を十六歳以上となつていたものを十四歳以上

という形に引き下がったような経緯もござります。

こういつたことで考えますと、現時点においてこの十八歳、十九歳の者に対する保護処分の必要性

が一律に失われたと評価すべき事情は存しないと

いうことから、法務省いたしましては、この觀

点からは少年法の適用対象年齢を十八歳未満に引

き下げる必要はないものと考えてきたといふでござります。

もつとも、この引下げの問題が相当か否かにつ

きましては、本法律案の附則の第三項の規定の趣旨のほかに、今後の民法における成年年齢についての検討状況や国会における御議論の状況等を踏

まえて更に必要な検討を行つていくという認識でござります。

○政府参考人(林眞琴君) 公職選挙法上の選挙年齢を満十八歳以上に引き下げる一方でこの少年法の適用年齢が今まで引き下げるとなりますが、確かにその公民権停止の問題あるいは連座制の適用関係、こういつたことが問題が生じるとい

う指摘がございました。これに対して、本年の四月二十四日の衆議院憲法審査会におきまして、こ

の問題に対する解決方法の一つの例として、当省からは、公職選挙法上の政策判断の問題であるこ

とを示した上で、一定の保護処分を受けた者についても公民権停止、連座の対象とするなどの公職

選挙法上の措置を講ずることも可能ではないかと

いうことを申し上げたわけでござりますが、これ

はあくまでも、もちろん、こういった問題を解決するための一つの例として御説明申し上げたもの

でありまして、その制度を所管する立場にない法務省としてこの問題を積極的に、一定の保護処分を受けた者を公民権停止、連座の対象とするべきであるということを結論として積極的に有しているわけではございません。

法務省といたしましては、この問題をどのように解決するのか、またその手当で必要なのかどうかということ、あるいはその内容につきましては、本審査会における御議論の状況や選挙制度を所管する総務省における検討の状況等も踏まえまして必要な検討を行っていきたいと考えております。

○魚住裕一郎君 ありがとうございます。

○白眞勲君 民主党的白眞勲でございます。

早速、質問に入らせていただきます。

まず、投票権年齢につきまして内閣官房副長官に御質問したいと思いますが、現行の国民投票法及び今回の改正案における投票権年齢につきましては、選挙権の年齢、成年年齢は一致させることが基本的な考え方だというふうに思つておりますが、現行法成立後の政府の取組はまだ進んでいるとは言えないんではないんだろうかとも思います。政府としてはこれまでどのような取組をしてきたのか、世耕副長官の方から御説明願いたいと思います。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) まず、内閣官房においては、年齢条項の見直しの検討を行うために、まず、各府省の事務次官等で構成される年齢条項見直しに関する検討委員会、これは事務の官房副長官がヘッドで平成十九年五月に立ち上げられておりますが、それを累次開催をして、各府省の所管する法令の検討状況についてフォローアップを行つてきたところであります。

年齢条項を含む、この年齢条項に関連する法令数というのは、平成二十六年四月一日現在において合計三百四十八、うち法律が二百十二、政令が三十七、府省令が九十九、合計三百四十八という

ふうになつております。

最近の検討状況としましては、昨年十月十八日に第七回年齢条項の見直しに関する検討委員会を開催をいたしまして、新たに二十三の法令に関しても改正の要否についての検討が終了したところであります。全体のうち合計三百二十五の法令については検討が終了したところであります。

その結果、議論の論点は、公職選挙法、民法、そして少年法の取扱いに絞られてきたところでありまして、現在、総務省と法務省を中心に引き続いき検討を行つてゐるところであります。

○白眞勲君 何か数だけ聞くと、三百四十八対三百五十五という今お話をございますから、相当行つているというようなニュアンスなんですかね。

○白眞勲君 どちら、要はここからが勝負じゃないのかなというふうに思つてますから、相当

ども、要はここからが勝負じゃないのかなというふうに思つてます。今も同僚議員からの質問で、非常にここから上のハードルが厳しそうだなという

のは私もイメージとして感じたわけですけれども。

それでは、総務大臣と法務大臣にそれぞれお聞きしたいと思いますが、今の中で、取組の中で今残つてゐる部分を何で解決できないのか、その理由は一体何なんだろうかというところですね、残つてゐる部分について。それはそれそれちょっとお答え願いたいというふうに思ひます。検討状況につきましてですね。

○国務大臣(新藤義孝君) 総務省といたしまして

も、今副長官からお話をございましたように、内閣官房副長官を委員長として設置された年齢条項の見直しに関する検討委員会に参画をいたしました。

さて、各省との検討、協議を行つてきたわけであります。そして、民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢等、その他の年齢条項の取扱い、こういつたものが検討となつておつたわけでありまして、私どもとすれば、これらは一致することが適当ではないかと、このような見解は從来よりも主張しておりました。一方で、しかし、それは理論上必ずしも一致しなければならないとまでは言えないと、このことでもござります。

私はもとすれば、この選挙権年齢の引下げについては各党各派において御議論が行われるものと承知しております。立法府において結論が出され場合には、それらに基づいて適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

○国務大臣(谷垣禎一君) まず民法ですが、私たちには、前提として、最終的には、国民投票法、それから公職選挙法、あるいは民法の成年年齢、最終的には一致することが適当である、望ましいと思いますが、理論的に必ず一致しなければならないかというと、必ずしもそうではないというふうに思つてゐるわけですが、今までの御議論を受けまして、国民投票法第三条あるいはその附則の第三条等々の規定を踏まえまして、法制審議会に民法についてどうしていくかと諮問をいたしました。この答申がございました。この答申では、選挙権年齢が満十八歳に引き下げるのであれば成年年齢を十八歳に引き下げるのが適当であるとしながらも、成年年齢を引下げるためには、若年者の自立を促すような施策あるいは消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現される必要がある等々の指摘を受けました。政府としては、学習指導要領の改訂あるいは子ども・若者育成支援推進法等の内容を踏まえた若年者の総合的な支援に向けた施策に取り組んでまいりました。それで、こういう御指摘を受けまして、政府としては、教育政策の改訂あるいは子ども・若者育成支援推進法等の内容を踏まえた若年者の総合的な支援に向けた施策に取り組んでまいりました。そして、法務省としても、若年者向けの法教育の教材の充実化を図るとか、それから、学校等からの要請に応じて全国の法務局職員を講師として派遣して法教育授業を行う等々をやってまいりました。また、これに関する世論調査も実施してきたところです。

○白眞勲君 今、谷垣大臣から非常に詳しく分かりやすい御説明をいただきました。

そういう中で、十八歳、十九歳というのは、親の承諾も得なければならないという部分があるんだということがあります。投票権が十八歳になつて、じゃ親の承諾を得ての人この人とか、消費者被害の拡大を防止していく問題点の解決に資する施策を同時に打つていく必要があります。そこで、そういうことを政府一体でやらせていただきたいと思います。

したがいまして、若年者やその親に対する社会的影響はかなり考えられますので、先ほど申し上げましたような自立を促すような施策あるいは消費者被害の拡大を防止していく問題点の解決に資する施策を同時に打つていく必要がありまして、なかなか済まらない。この辺が一つの問題点でございます。

○白眞勲君 今、谷垣大臣から非常に詳しく分かりやすい御説明をいただきました。

そういう中で、十八歳、十九歳というのは、親の承諾も得なければならないという部分があるんだということがあります。投票権が十八歳になつて、ああ、あの人この人じやないですね、今回の国民投票法でいえば改正か改正じゃないか、その辺の投票法でいえば改正か改正じゃないか、その辺の考え方もどういうふうにしていくかということがあるんですけれども。

それを受けまして、総務大臣にちょっとお聞きしたいんですけども、今いろんな論点があります。でも、今、総務大臣からは、逆に、一致しないでござりますが、民法の成年年齢の引下げに結局でござりますが、民法の成年年齢の引下げによりまして、十八歳、十九歳の者が親の同意なく例えば悪徳業者から高額な商品を購入したような場合であつても、今までであれば親が契約を取り消すことができるわけですが、これを引き下げます。

○國務大臣(新藤義秀君)　この件は、政治的判断  
というよりも、国民の最大権利である投票權、また  
それに関係する成年年齢ですとか、そういうた  
ことに關する取扱いであります。したがつて、こ  
れは国民的議論が必要であつて、国民の代表であ  
る各党各会派がそういったことで御議論をされて  
いるわけであります。それに基づいて、それぞれ  
の法律はそれぞれの制度があるわけでありますか  
ら、それに基づいて法律もできております。  
これらの場合は、こゝに、こゝはこの国会で

ども、その際、特に高等学校公民科の科目に過ぎません。では、政治・経済において、憲法改正手続における国民投票についてもきちんと勉強させていただきます。

そのためには、教育関係者を対象にした全国的な会議で説明をするとか、周知に努めまして、書法や政治に関する教育をしつかりと行われるよう指導してまいりたいと思つておりますが、具体的にどうなのかという御指摘もありました。これは幾つかの県で、例えば模擬投票を実施したり、複数の新聞記事などを対象にして児童生徒が意見交換をしたり、そういう具体的な取組をしていきます。

○白眞勲君 今この法律が成立した後にはとお話をされたんですねけれども、もうこの法律は七年前に成立しているんですよ。改正案について今

検討、審議をしているわけでして。  
いや、ちょっとお聞きしますけれども、教科書  
にこの国民投票法、これ七年前にもうできていなか  
すよね、今の教科書にこの国民投票法という言葉  
は入っているんですか。成立したということは  
あるんですね。

○副大臣(西川京子君) 国民投票法の成立については書いてあります。

○白眞熟君 や、ちょっと、記述されているところですか、されていらないんですけど、どちらなんですか。

○政府参考人(前川喜平君) 国民投票法に関する  
教科書の記述でござりますけれども、中学校の教科

会科公民的分野でござりますが、国民投票法の記述につきましては、七点中六点について記述がござります。また、高等学校の公民科でございますが、現代社会でござりますと十二点中十一点、政治・経済では八点中全て八点において国民投票法についての記述がなされております。

○白眞勲君 いや、国民投票法についての記述じゃなくて、国民投票法が成立した後の国民投票法の内容についての記述があるのかどうかです。つまり、十八歳になる可能性があるんだといふことも含めて、これ教育に非常に重要ですよ。だから聞いてるんですよ、私は。だから、国民投票法の記述じやないんですよ。国民投票法の中の内容について、この七年前のことについて記述があるかどうかを聞いているんです。

○政府参考人(前川喜平君) 今ここにおいて全ての教科書を精査することはできませんけれども、例えば中学校の社会科公民的分野におきまして、国民投票法の記述につきまして、二〇〇七年に制定され二〇一〇年から施行されました、この法律の対象は憲法の改正に限られ、投票年齢を十八歳以上としました、現在成人は二十歳以上ですが、この法律に合わせて十八歳に引き下げる」というふうに議論されています、このような記述がござります。

○白眞勲君 この件についてというのは、教科書に書かれているかどうかという一番重要な部分ですよ、これ今までの。今、何かそれについて、全部については定かではありませんみたいなことを言われちゃうと、ちょっとそれも困るんですけど。もう少し、ちょっとこの辺りの国会答弁については気合を入れていただきたいなというふうに思うんですねけれども。

消費者担当副大臣、いらっしゃいますか。岡田副大臣、どうもありがとうございます。

文部省と同じように、消費者教育というのは極めて重要だということは今、谷垣大臣も御指摘のとおりであります。特に最近はネットを使つた様々な悪質商法等も報道されております

が、十八歳に引き下がることで様々な問題点とうのも提起されますが、具体的にどのような問題点が出てくると想定されるでしょうか。

○副大臣(岡田広君) 消費者教育につきましては、消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針を昨年の六月に閣議決定したところであります。

この基本方針では、特に若年層には、急速に普及した携帯電話、スマートフォン等の情報通信機器等やインターネットの利用による契約トラブル等も増加をしています。また、成年年齢の引下げに向けた検討が進められているところです。このことによる消費者被害等の状況や成年年齢の引下げに伴う環境整備の観点等から、高等學校段階に、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任、消費者市民社会の形成に参画することの重要性などについて理解をさせ、社会において消費者として主体的に判断し、責任を持って行動できるような能力を育むことを明示をしております。

これを踏まえて、特に消費者庁として、中学生を対象に、高校生期における消費者教育の一層の推進のために、様々な機関が作成した教材のほか、先進的な取組事例などを収集しており、また、消費者庁ホームページにおいて消費者教育の扱い手などにこうした教材や事例を紹介し、広く情報提供をしているところであります。

引き続き、文部科学省とも連携して、消費者教育の推進には努めていきたいと考えております。

○白眞勲君 今、岡田副大臣が最後におつしやいましたように、特にやっぱり文科省との関係、それの連携というのは非常に重要であるというふうに私も思っておりますので、是非お願いを申します。

今回のこの国民投票法の改正案で、八党の確認書で、八つの党の確認書で、選挙権については速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとしているのですが、ちょっと法務大臣にお聞きいります。

年以内に引き下げるのことを目指すというふうにしておるわけなんですね。最終的にはこれは十八歳に引き下げる部分におけるその選挙違反と、今も御指摘ありました、あるいは同僚議員も指摘がある、選挙違反と未成年との関係ということなんですよね。その辺り、二年以内にこの辺りをきちっと法律的にクリアすることは実質可能なんでしょうか、お願いいいたします。

○國務大臣(谷垣禎一君) 八会間の合意事項がどのように実現していくか、その実現可能性、これは各党で協議をされていることでございますので、法務省としてそれにコメントするのは差し控えたいと思つております。

民法に関しては先ほどのような問題点がありますので、そしてこれも、八党合意やあるいはいろいろな御議論の中で国民投票法を先行させると。それで、その後、しかし、先ほどのような問題点を克服していくには若干の時間が必要だらうと思つております。

そして、もう一つは、今のは少年法の問題でござりますが、少年法に関しては、要するにそのまま刑法の適用をさせるか、あるいは少年法の適用をさせるかという大きな問題がございます。私は、この点に関しては、国民投票法で十八歳ということを定めたとしても、少年法をそれに合わせていく必要性は必ずしもないのではないかと思つております。

しかし、いろいろ今までの御議論の中でどう調整をしていくかという御議論がございますので、私どもとしても、そういう御議論をよく耳を傾けながら、対応が必要であればしていかなきやならない。それは、きつと協議をしてまいりたいと思つております。

○白眞勲君 要は、今国民投票としての投票権といふ話ですけれども、今後はその選挙権も十八歳に引き下げていくことも可能にするための法整備というのを考えていかなきやいけないじやないかという部分における公職選挙法と少年法との関係、そういうものについて今ちょっとお聞きし

たんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えなんでしょうかということです。十八歳に十八歳、十九歳のものを一律に保護処分の対象から除外すべき必要性は必ずしもないのではないかというふうなのが我々の基本的な考え方でございます。ですから、公職選挙法上の選挙権年齢が満十八歳以上に引き下されたとしても、少年法の適用対象を下げる論理的な必然性は必ずしもないというのが私どもの考え方でございます。

ただ、国民投票法改正法附則第三項の規定の趣旨ですね、あるいは民法の成年年齢についての検討状況、それから国会における御議論等を踏まえまして、私どもも更に必要な検討を行つていただきたいと考えております。

○白眞勲君 私は、今政府・与党で検討されてゐる、これはもうこの審査会でもよくよく言われてゐるんですけども、片や解釈による憲法の、憲法の解釈の変更、それを可としているような、そういうことをやつていくことによってということになりますと、この憲法審査会で国民投票法の審査、審議をしている意味合つて一体何なんだろうという議論というのは、各委員からもそれぞれ提起されているわけなんですね。

それについて、谷垣大臣としてはどういうふうにお考えでしようか。

○國務大臣(谷垣禎一君) これは、お尋ねでございますが、内閣の中でもつと私よりも適切にお立ちしゃると存じます。

○白眞勲君 谷垣法務大臣は、その集団的自衛権の関係などは思うんですけれども、記者団から、西川副大臣は、産経新聞の二〇一三年の十二月二十日に、福岡での講演で、教育こそ国力の基本、教科書検定基準を改正したので、徐々に自虐史觀は払拭されるはずだとおっしゃり、南京大虐殺やいわゆる従軍慰安婦などの史実と異なることが教科書に記載されると指摘したことですか、ちょうど正直言つて戸惑つております。

ただ、私は、先ほど私の記者会見、記者さんに聞かれたことの答弁をお引きになりましたけれども、私はそのときもう一つ、長い間には解釈を變

ちよつと違うんじゃないかなというふうに思うんですね。どうも無理な解釈をねじ曲げているよう、何かそういう私は感じがしているんです。

小林節参考人がこの前このように言つてゐるのね。たんですけれども、その辺についてはどういふうな、何かそういう私は感じがしているんです。

だから、本来憲法というものは我々主権者国民に対する、つまり権力を持つてない者どもが持つ道具で、それで権力者たちを管理する道具なはずなのですが、それをこの間の安保法制懇は、ずっと、何度もも更に必要な検討を行つていただきたいと考えております。

それど、つまるところ、安全保障については憲法は何も書いていないから政府が必要と思うことを書き込んで、これを国民にこれぞ憲法であるといつて下げ渡してよろしいというふうに読めちゃうんですね。その後ちょっと、いや、私の頭が狂つたのか、それとも書いている方がどうかしているのかと思つたんですけれども、本当に何度読み返しても分からぬということを言つてゐるわけですね。

つまり、安保法制懇のその報告書によつて憲法解釈が可能なんだというふうにはどうしても取れないんだということを、参考人の中には結構いらっしゃつやつてゐるわけなんですね。

今、安定性という問題がありました。まさにそのとおりだと思うんですけども、そういう形でこういう解釈の変更というのはありなかなかない。それは、きつと協議をしてまいりたいと思つております。

○白眞勲君 要は、今国民投票としての投票権といふ話ですけれども、今後はその選挙権も十八歳に引き下げていくことも可能にするための法整備のものも動搖してしまう、憲法解釈は極めて安定性が必要なんだということを谷垣大臣おっしゃいました。まさに、私もそのとおりだと思います、これが、そのとおりだと思うんですね。

ところが、今どうもその辺は、今、谷垣大臣も、そういうふうにおっしゃつてますけれども、

申しあげております。しかし、それと同時に、憲法解釈はやはり国家の基本であるから、解釈の安定性というものは必要であろうということとが、一政治家としてはそのように考えております。

谷垣グループの中で、集団的自衛権の行使に当たつては中国と韓国に対する説明や理解を得る努力が必要なんだということを、谷垣グループからとしてはお答えしますが、それ以外のこととなぜですが、大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(谷垣禎一君) 私は、国会で法務大臣としてはお答えしますが、それ以外のことをなぜお答えをしなければならないのか。やはり内閣にはそれぞれの所管の方がいらつしやいますから、お答えをしなければならないのか。やはり内閣に所管でない者が自由に處士横議のようなことをするということはよくないと私は基本的に思つておりますので、今のその御質問も御答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○白眞勲君 それだったら、それで結構です。答えたくないんだつたら、それでも結構ですけれども。

では、西川副大臣にお聞きいたします。

西川副大臣は、産経新聞の二〇一三年の十二月二十日に、福岡での講演で、教育こそ国力の基本、教科書検定基準を改正したので、徐々に自虐史觀は払拭されるはずだとおっしゃり、南京大虐殺やいわゆる従軍慰安婦などの史実と異なることが教科書に記載されると指摘したことですか、ちょうど正直言つて戸惑つております。

ただ、私は、先ほど私の記者会見、記者さんには聞かれたことの答弁をお引きになりましたけれども、私はそのときもう一つ、長い間には解釈を變

えが必要性が起きてくることを私は否定しないと申しあげております。しかし、それと同時に、憲法解釈はやはり国家の基本であるから、解釈の安定性というものは必要であろうということとが、一政治家としてはそのように考えております。

○副大臣(西川京子君) 通告をいただきておりますので、私がきちんととした検証をして言つていいことではないと思つております。

今、文部科学副大臣の立場では、お答えをすることを控えさせていただきます。

○白眞勲君 いや、それはあれですね、教科書検定基準についてお話ししているんですよ、副大臣はこのときに。

お立場としては、今、谷垣大臣の立場じゃないですよ。これは、まさに教科書について私はお聞きしているんですよ、それ。

今、教科書についても検定基準についてもいろいろな話があるということを谷垣大臣からお話をあつて、それに対して西川副大臣も、この国民投票法について今後教育する重要性についてお話をされたわけですよ。そういう中で、この今の発言ということを聞いてるんです。重要なことですよ、これが。

○副大臣(西川京子君) 今回、教科書検定基準で

は、改正教育基本法、これにのつとて教科書は記述されるべきだということになりましたので、それに沿つて今の教科書は作られていると思っております。

○白眞勲君 だから、私の質問に答えてくださいよ。

いわゆる従軍慰安婦は史実と異なるというふうに御認識されているんですか。今までの国会での質問ではそういうふうなニュアンスのことと副大臣おつしやっていますけれども、実際それは副大臣が副大臣じゃないときにお話しされていましたけれども、副大臣は、いわゆるこれ見ますと、そういうことを言われているわけですよ。これ副大臣のときに言われているんですよ、これ福岡の講演で。福岡の講演で副大臣のときにこれを言われているから私は聞いています。お答えください。

○副大臣(西川京子君) 従軍慰安婦の問題は、ひ

とえに歴史的な過去の事実だと思つています。

せんので、私がきちんととした検証をして言つていることではないと思つております。

今、文部科学副大臣の立場では、お答えをすることを控えさせていただきます。

○白眞勲君 いや、それはあれですね、教科書検定基準についてお話ししているんですよ、副大臣はこのときに。

お立場としては、今、谷垣大臣の立場じゃないですよ。これは、まさに教科書について私はお聞きしているんですよ、それ。

今、教科書についても検定基準についてもいろいろな話があるということを谷垣大臣からお話をあつて、それに対して西川副大臣も、この国民投票法について今後教育する重要性についてお話をされたわけですよ。そういう中で、この今の発言ということを聞いてるんです。重要なことですよ、これが。

○副大臣(西川京子君) 今回、教科書検定基準で

は、改正教育基本法、これにのつとて教科書は記述されるべきだということになりましたので、それに沿つて今の教科書は作られていると思っております。

○白眞勲君 だから、私の質問に答えてくださいよ。

いわゆる従軍慰安婦は史実と異なるというふうに御認識されているんですか。今までの国会での質問ではそういうふうなニュアンスのことと副大臣おつしやっていますけれども、実際それは副大臣が副大臣じゃないときにお話しされていましたけれども、副大臣は、いわゆるこれ見ますと、そういうことを言われているわけですよ。これ福岡の講演で。福岡の講演で副大臣のときにこれを言われているから私は聞いています。お答えください。

○副大臣(西川京子君) 従軍慰安婦の問題は、ひ

とえに歴史的な過去の事実だと思つています。

ですから、この問題に関しては各学者、その他そういう方々の検証をお任せしたい。その結果として、教科書は言わば新改正教育基本法にのつとつた教科書記述をしていただきたいと思つております。

○白眞勲君 今、従軍慰安婦については歴史的には過去の事実であるとおっしゃいました。それ、どういう意味ですか、具体的に。

○副大臣(西川京子君) 慰安制度というのは、過去においては公的に認められていた制度で、どこの国にもあつたわけですね。こういう制度、これは、ですから、人権問題、今のこの問題は、問題になつているのは、人権問題としておかしいと言われているわけですね。そうではなくて、過去ではそういうことは公娼制度ということであつたわけです。これは日本だけでは、どこの軍でもそういうことを利用してたわけですね。ですから、そういう歴史的な事実はあつたと申し上げているのです。決して、言われますように、言わば、何というんでしょうが、本人の意思ではなくてそういう状況になつたというのは、その主体が軍であるか、あるいは民間業者であるかはつきりしてないわけですね。ですから、そういうことを踏まえて、歴史的なそういう公娼制度はあつたと、それを申し上げているのでございます。

○白眞勲君 終わります。

○清水貴之君 日本維新の会・結いの党の清水貴之です。よろしくお願ひいたします。

今回は、主に公務員による政治的行為、これについてお聞きしていただきたいと思います。

今回の改正案では、公務員については、賛成、反対の投票などの勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り行なうことができるようになります。つまり、純粹な国民投票運動、これは可能だということなんですが、私は、この純粹なところがこれ非常に、どこで線を引いていつたらいいか、これが難しいんじやないかなというふうに思つてますけれども、まずは、この点においての政府の認識若しくは考え、この辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(井上利君) お答えいたします。

議員提出法案の解釈等について人事院として申し上げる立場にはございませんが、提出法案で

は、公務員が行う国民投票運動については、賛成、反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限りこれを行なうことができることとし、当該勧誘行為や意見表明が

い、そういう歴史史観というんですかね、そういうことだと思います。

○白眞勲君 ですから、私が聞いているのは、それが今まで書かれていたということなんですよ、今この話によると。そういうことです。

○副大臣(西川京子君) ですから、まだ学説的に

こうだと決定していない事実に関しては、片方のそだと決定した事実だけを書く教科書、それはやはり自虐史観にのつとつてあるということではないんでしょうか。

○白眞勲君 ですから、今、これから、改正教育基本法は、から、それにのつとつた教科書を書いていただきたいと、そういうことが今の文科省の立場だと思います。

○白眞勲君 終わります。

○清水貴之君 日本維新の会・結いの党の清水貴之です。よろしくお願ひいたします。

今回は、主に公務員による政治的行為、これについてお聞きしていただきたいと思います。

今回の改正案では、公務員については、賛成、反対の投票などの勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限り行なうことができるようになります。つまり、純粹な国民投票運動、これは可能だということなんですが、私は、この純粹なところがこれ非常に、どこで線を引いていつたらいいか、これが難しいんじやないかなというふうに思つてますけれども、まずは、この点においての政府の認識若しくは考え、この辺りをお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(井上利君) お答えいたします。

議員提出法案の解釈等について人事院として申し上げる立場にはございませんが、提出法案で

は、公務員が行う国民投票運動については、賛成、反対の投票等の勧誘行為及び憲法改正に関する意見表明としてされるものに限りこれを行なうことができることとし、当該勧誘行為や意見表明が

他の法令により禁止されている政治的行為を伴う場合にはこの限りではない旨規定することとされています。

現行制度上、一般職の国家公務員については、国家公務員法第百二条及びこれに基づく人事院規則において、特定の候補者に対する支持、反対、特定の政党などに対する支持、反対等の政治目的を持つて多数の人に接し得る場所で意見を述べること、署名運動やデモ行為の企画等を行うことなどの政治的行為を行うことが禁止されており、当該行為は国民投票に際して行なうものであつても制限の対象となります。

したがいまして、ただいま申し上げたような国家公務員法において制限の対象となつている政治的行為を伴わず、専ら憲法改正に対する支持又は反対を目的として賛成、反対の投票等の勧誘行為や憲法改正に関する意見表明のみを行う場合は制限の対象にならないものと考えられます。

したがいまして、ただいま申し上げたような国家公務員法において制限の対象となつている政治的行為を伴わず、専ら憲法改正に対する支持又は反対を目的として賛成、反対の投票等の勧誘行為や憲法改正に関する意見表明のみを行う場合は制限の対象にならないものと考えられます。

○政府参考人(三輪和夫君) 地方公務員関係についてお答え申し上げます。

これにつきましても、議員提出法案でございまして、私ども総務省として本来申し上げる立場にはございませんけれども、改正法案の百条の二というところにただし書がございまして、「ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない」と、このようにされております。

したがいまして、地方公務員法等の政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為、署名運動への積極的関与等でありますけれども、こういった行為を伴わない場合には、委員御指摘の純粹な勧誘活動として公務員による国民投票運動が認められる、このように承知をいたしております。

○清水貴之君 今いろいろと例を挙げていただきまして、特に人事院さんの方から挙げていただきまして、そういう場合というのは非常に分かりやすいケースだと思うんですが、ところがやはり、これはどうなんだろうと、分かりにくい、いわゆる



と思ひますので、この辺りもしつかりと、ある程度ガードラインみたいなものも私はこれは必要ではないかと思うんですけども、まず、この教育者の地位利用、これについての考え方をお聞かせいただきますでしょうか。

○政府参考人(安田充君) お答えいたします。

国民投票法の第二百二十二条第一項では、<sup>教育者は</sup>学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位にあるために特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用して、国民投票運動をすることができないとされているところでございます。この点につきまして、法案の審議において提案者からは、この教育上の地位にあるため特に国民投票運動を効果的に行い得る影響力又は便益を利用してとは、公職選挙法上の教育者の地位を利用についてとその意味内容は同じであるという説明がされていいると承知しております。

そこで、公職選舉法上の教育者の地位利用による選挙運動規制のこれまでの解釈でござりますけれども、これに当たるものとしまして、例えば教員である立場を利用して生徒や学生に直接選挙運動を行わせること、あるいは生徒や学生を通じて間接的に父兄に働きかけること、子弟に対する教育者としての地位を利用して直接に父兄に働きかけること等が該当すると解されているところでござります。

審査会ですが、今お話ししたいたるように、具体的にどのような行為が教育者の地位利用に当たるのかというのは今後個別具体的に検討を重ねていかなければいけない課題ではないかと考えていますと、このような答弁がありまして、一年たちました。した。今のは、その間のいろいろと議論の結果出してきたものなんでしょうか。こういったものを本当に例示としまして幾つか挙げながら各教育現場に示していくことというのは、今後考へているんでしょう。

私どももいたしましては、特に中学生期、高校生期における消費者教育の一層の推進のために、国の機関、地方公共団体等、N P O 等で作成された教材あるいは先進的な取組事例などを収集し、これを消費者庁のホームページで提供する消費者教育ポータルサイトとというものを運用し、広く情報提供をしているところでございます。さらに、

○清水貴之君 最後にもう一つ、教育の部分ですね、これもお聞きしていきたいと思いますが、時間が、済みません、もう限られていますので、消費者教育について、最後お聞かせいただきたいと思います。

民法、年齢もし十八歳に成年年齢が下がるとなると、先ほどからもこれはお話出ていますが、一人で契約ができる年齢も下がってくるということで、その場合の消費者教育、大変重要なつてくるんじゃないかなというふうに考えていましたが、その消費者教育について今後どのように進めていく予定でしょうか。

○政府参考人(川口康裕君) 消費者教育につきましては、消費者教育の推進に関する法律が平成二十四年に成立したところでございまして、これに基づき、消費者教育の推進に関する基本的な方針を二十五年六月に閣議決定したところでございます。

この基本方針でございますが、高等学校段階までに、契約に関する基本的な考え方や契約に伴う責任などを理解させ、社会において主体的に判断し責任を持って行動できるような能力を育むということを明示しているところでございます。これを踏まえ、消費者庁におきまして、文部科学省とも連携をして消費者教育の推進に努めているところでございます。

○和田政宗君　今、法制局長官の答弁にありまし  
たように、強い影響下の下、すなわち占領国の強  
法は、最終的には帝国議会において、十分に審議  
され、有効に議決されたものであるが、連合軍の  
占領中に占領軍当局の強い影響の下に制定された  
ものである」ということでござります。

地方公共団体の取組を支援するために、地方消費  
者行政活性化基金の中で先駆的プログラムの中で  
位置付けるなど、若年層に対する消費者教育の実  
践を支援しているところでございます。  
以上でござります。

○清水貴之君　以上で終わります。ありがとうございました。

○和田政宗君　みんなの党の和田政宗です。

まず、法案に関連しまして、なぜこの法案を成  
立させて自主憲法制定や憲法改正が必要なのかと  
いう観点から質問をいたします。

前々回の参考人質疑の際に、GHQの圧力の  
下、憲法を変えなくてはならなかつたことを悔い  
る遺書を残して自決をしました、憲法学者であ  
り、憲法の番人とも言われる板密院の議長だった  
清水澄博士のことを取り上げましたが、現行憲法  
は明らかに、GHQの圧力の下、有無を言わざず  
GHQの意向に沿つて作られたもので、到底日本  
人の手で考え抜かれて作られた憲法とは言えませ  
ん。特に憲法前文はアメリカの政治文書の継ぎは  
ぎであり、この前文をすばらしいという論は極め  
て恥ずかしいと前々回にも申し述べました。

そこで、内閣法制局に聞きます。

現行憲法はGHQ草案を基に占領軍が押し付け  
た憲法であるという見解でよいでしょうか。もし  
そこまで踏み込んで答弁できない場合、現行憲法  
は占領国の強い圧力の下、制定されたという見解  
はよろしいでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君)　政府としては、  
いわゆる押し付け憲法論は取っておりません。  
お尋ねにつきましては、政府としては、平成十  
八年十月十日の辻元清美衆議院議員に対する政府

まず、集団的自衛権についてですが、日本においては手続が整うということから極めて重要な法案でありますので、しっかりと成立をさせなくてはならないと考えます。

次に、この憲法審査会でも度々取り上げられて いる政府による憲法解釈の変更について聞きま す。

い圧力の下、有無を言わせずに現行憲法を制定されたというふうに取れるわけですけれども、G H Qにより短期間に草案が作られまして、G H Qに従わざるを得ない状況で制定されたわけですから、もう一度これ日本人の手で作り直すというのは当たり前のことです。

昭和二十一年の帝国議会において、憲法九条に日本共産党が反対したことは前回の質疑でも述べましたが、昭和二十二年には、日本共産党員であり、著名なプロレタリア作家であった中野重治氏が雑誌「展望」に掲載した文章が検閲により削除を命じられましたが、これは直視をすべき内容です。

削除を命じられた文章がどういった内容かと申しますと、あれが議会に出た朝、あれというのは憲法草案のことですが、それとも前の日だったか、あの下書きは日本人が書いたものだと連合軍総司令部が発表して新聞に出た。日本の憲法を日本人が作るのに、その下書きは日本人が書いたのだと外国人からわざわざ断つて発表してもらわねばならぬほど何と恥さらしの自国政府を日本国民が黙認していることだろう。そして、それをなぜかしいと思つていたわけです。ですので、押し付け憲法に対する問題というのは、右と言われる政党も左と言われる政党も関係ないというふうに思つております。

いま一度、日本人の手でしつかりと考え抜かれた憲法を作らなくてはなりません。その点でこの法案は、憲法改正から自主憲法制定に向けて様々

いては、既に集団的自衛権が行使されていると捉えることができると思います。それは米軍に対する基地提供が集団的自衛権の行使に当たるというものです。

まず、一九六〇年三月の国会での岸総理の答弁ですが、一切の集団的自衛権を持たない、こう憲法上持たないと、いうことは私は言い過ぎだと、かように考えています。他国に基地を貸して、そして自國のそれと協同して自國を守るというようなことは、当然從来集団的自衛権として解釈されていましたが、そのものはもちろん日本として持っていると答弁しています。そして、林内閣法制局長官も、翌月にはつきり認めています。基地の提供あるいは経済援助というものは、日本の憲法上禁止されておるところではない。仮にこれが人が集団的自衛権と呼ばうとも、そういうものは禁止されておらないというものはですね。

すなわち、これらの答弁によりますと、基地提供により集団的自衛権を既に行使しているのではなくでしょか。もし行使に当たらないというのであれば、憲法解釈を変更したということになりますが、内閣法制局長官、どうでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 今日におきましても、自衛権とは、個別的であれ、実力の行使に係る概念であり、その意味で基地の提供は自衛権の行使に当たるものではないと整理されています。

かつては、集団的自衛権の概念につきまして、やや議論があつたところでござります。その意味を最もその典型的な行為であるとする一方で、他国に対する基地提供等もそれに含まれ得ることがござりますけれども、これについては、集団的自衛権についての理解の相違であり、憲法解釈

を変更したことではないと理解しております。

○和田政宗君 理解の相違ということとは、学説上どちらでも取れるという段階にあつたものを政府答弁としてそのとき出したということでしょう。

ことは、当然從来集団的自衛権として解釈されていましたが、そのものはもちろん日本として持っていると答弁しています。そして、林内閣法制局長官も、翌月にはつきり認めています。基地の提供あるいは経済援助というものは、日本の憲法上禁止されておるところではない。仮にこれが人が集団的自衛権と呼ばうとも、そういうものは禁止されておらないというものはですね。

すなわち、これらの答弁によりますと、基地提供により集団的自衛権を既に行使しているのではなくでしょか。もし行使に当たらないというのであれば、憲法解釈を変更したということになりますが、内閣法制局長官、どうでしょうか。

次に、憲法解釈の変更の過去の事例について聞きます。

過去の内閣法制局の答弁によれば、文民に関する規定については憲法解釈の変更があつたわけですから、それ以外にも自衛権の発動などについて憲法解釈の変更があつたのではないかと考えます。それは、一九四六年の衆議院での吉田茂総理の答弁では自衛権の発動としての戦争も放棄しなっています。すなわち、憲法解釈の変更がなされたと考えます。されども、それ以後にも自衛権の発動などについて憲法解釈の変更があつたのではないかと考えます。

につきましては、昭和二十六年十月十八日の衆議院平和安保条約特別委員会において、私の当時言つたと記憶しているのでは、しばしば自衛権の名でもって戦争が行われたと、いうことを申したところですけれども、五年間のこのタイミングがありまますけれども、五年もあるというふうに考えます。

○和田政宗君 政府の解釈については分かりましたけれども、学説上のことであれば、私は様々な学者や軍人とも話しましたけれども、国际的には、国際法上、基地提供は集団的自衛権の行使とみなされてもおかしくないという解釈を取ることができます。

政府はそのような解釈ということは分かりましたけれども、これ、外國からどうみなされているのかというのもしっかりと分析しなくてはならないと考えます。

○和田政宗君 このは、昭和二十一年の吉田茂総理の答弁では自衛権の発動としての戦争も放棄しましたといふことで、二十六年の今法制局長官おつしやつたのは答弁ですけれども、五年間のこのタイミングがありますけれども、五年もあるというふうに考えます。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 当時の吉田総理の答弁の文言を更にどう理解するか、その真意をどう理解するかということであろうかと思ひますけれども、總理自身が説明されていますので、御指摘のような解釈の変更ということではないと理解しております。

○和田政宗君 では次に、この法案に関連して、公務員の中立性と国民投票運動における組織的勧誘運動や示威運動について聞きます。

私は小学校のとき、学校の先生から、天皇陛下をばかにするような発言があつたりですか、音楽の教科書に載つている国歌君が代を教えてくださいとお願いしましたら、そのうちにねと言われたが代を教わりませんでした。何の意図があつたかは分かりませんけれども、やるべきことをやらなかつたわけですね。私が育つた地域、当時日教組が強い地域であります。職員室に行くと、日教組関係の活動資料が先生の机の上に置いてあるという状況でした。となりましたと、こうした人たちは決して許されるものではありません。今後

たちや親を巻き込んで世論誘導しかねない危険性があるわけです。

また、自治労の政治活動を見てみますと、自治労の組合員で公務員である者が特定の候補者や政党を支援する活動をしております。さらに、実質的に選挙運動をしているとみなされてもおかしくない行動を取つていると考えますが、これはそもそも地方公務員法に違反しているのではないでしょか。政府の見解はいかがでしょうか。

○大臣政務官(伊藤忠彦君) お答えを申し上げます。

地方公務員法第三十六条第二項においては、職員が特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又は反対する目的を持って、公の選挙又は投票において投票するよう、又はしないように勧誘運動することにつきましては、署名運動への積極的な関与、金品の募集への関与、文書を省庁に掲示するなど地方公共団体の庁舎、施設、資材、資金の利用、条例で定める政治的行為を禁止しているということがあります。

このように、地方公務員個人が一定の政治的行為を行うことは地方公務員法上禁止されており、仮に地方公務員が職員団体の組合員として行つた行為であつたとしても、同法に規定する行為に該当すれば地方公務員法違反となるものと承知をいたしております。仮に地方公務員が政治的行為の制限に違反をするような行為を行つた場合には厳正な措置をとるよう、地方公共団体に対して要請を行つてはいるといつております。

○政府参考人(前川喜平君) 公立学校の教員の政治的行為の制限につきましては、教育公務員特例法によりまして、国家公務員の例によるものとされています。

も、非違行為を犯した教育公務員がいた場合には厳正な措置をとるよう、教育委員会に対し指導を徹底してまいりたいと考えております。

○和田政宗君 公務員は国民の税金を給与として受け取っているわけですから、より中立的であるべきだというふうに考えます。これは、参考人質疑でも参考人の方が述べていらっしゃいました。

そして、例えば、朝のニュースで特定の政治問題に関するデモに参加して何やら大声を上げていた人が映っているのを見て、で、授業参観に行つたらその人が学校で教えていたなんて、こういう姿を見ましたら、保護者はこの先生に教わって丈夫なのかなというふうに不安に思うはずです。デモをしちゃいけないとか、参加しちゃいけないとか、そういう話をしているわけではないんですけれども、しつかりとこれ、中立性については考えていかなくてはならないというふうに思いました。

最後に、法案に関連して、憲法解釈についてもう少し聞きます。

北朝鮮による拉致被害者は、現在の憲法解釈では、北朝鮮の同意がなければいきなることがあります。北朝鮮が無政府状態になつて拉致被害者が北朝鮮に取り残されていることが分かつたとしても不可能だということですが、そのような政府答弁、変わらないでしようか。長官、どうでしようか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 武力を行使して拉致被害者を救出することは可能かという問題と理解しますが、政府は從来から、憲法第九条の下で武力の行使が認められるのはいわゆる自衛権発動の三要件を満たす場合に限られると解しておられます。

○和田政宗君 これ、自然権の問題ですか人権の問題にも絡んでくると思うんですけども、日本国民が他国で生命をまさに脅かされている場

合、これを救出できないというのは、国民を見殺しにするようなものです。こうした生命が脅かされている自国民の存在が確認された場合において、自衛隊を派遣して救出することは、本当に現在の憲法解釈ではできないんでしょうか。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 自國民の保護については大変重要な問題でございますが、一義的には当該国民の所在する国の責任の問題であると理解します。

その上で、我が国として何ができるかにつきましては、国際法上の制約もござりますし、また憲法上の制約もあり、いずれの制約もクリアした場合に一定のことが可能かもしれません、武力の行使につきましては先ほどお答えしたとおりでございます。

○和田政宗君 このように、現行憲法では生命が脅かされている日本国民すら救えないという状況です。速やかに本法案を成立させて、自主憲法の制定や憲法の改正を行うべきです。

○仁比聰平君 日本共産党の仁比聰平でございます。日本共産党は、選挙権年齢は改憲手続法とは関わりなく速やかに十八歳に引き下げるべきであるとかねてから主張をしてまいりました。

そこで、総務大臣にまずお尋ねをしたいと思うんですけれども、投票権年齢と公職選挙における選挙権年齢そして成年年齢及び少年法の適用年齢について、繰り返し衆議院でも、政府参考人から一致することが適当であるという立場が述べられてきました。これは言葉尻を捉えるわけじやありませんが、一致しないのは不適当であるという趣旨であろうかと思うんですね。端的にその理由について、大臣、お答えいただけますか。

○國務大臣(新藤義孝君) この投票権年齢、国民投票法における投票権年齢、国民また民法の成年年齢、少年法の適用対象年齢、それぞれは立法趣旨が異なるわけありますから、これらが理論上一致しなければならないものでは

ないと。しかし、この選挙権年齢の引下げについ

て、私ども総務省といたしましては、成年や成人の権利と義務について定めた民法の成年年齢、そして少年法の適用対象年齢との整合性の観点か

ら、これらと一致することが適当であり、引下げの時期についても一致することが望ましく、法律

が見出し難いというお話は、法務省の方から繰り返しあっています、例えば消費者保護だとか法教

育だとかという、ここには一定時間が掛かるではないかとか、あるいは、国民世論を見たときに、成年年齢の引下げには慎重だという意見があるで

はないかと、こういう議論というのはその合理的な理由とはならないのか。

加えて、民法上の行為能力、これは未成年者が

典型でしようけれども、さきにお話もあつたよう

に、成年後見における場合など、被後見人あるいは被保佐人の公職選挙の選挙権制限というのはこ

れは裁判上も大問題となり、改められるというこ

とに、民法上の行為能力の制限と選挙権を結び付けるという議論はもはやないだろうと私は

思ふんですけども、これ、それでも異ならせる

問題は見出し難いというお話になるんで

しょうか。

○國務大臣(新藤義孝君) 私たちが申し上げてお

りますのは、制度として最終的に別々にすると、別々の方がよいと、こういう合理的な理由が見出

し難いと申し上げているわけであります。これは一致した方が望ましいと、しかし、それは必ずし

も一致しなければならないものではない。

したがつて、各党各会派における国民的御議論をいただくことと制度的なそういういった運用の推移を見ながらこれは検討がなされるべきものだと

思つておりますし、現実に八党の合意によつてそ

ういったプロジェクトチームができるわけでありますから、そういう中でしつかりとした御議論を賜ればよいのではないかと、このように思つて

て、そして、今の民法で申し上げますと、やはり先ほど白委員にも御答弁申し上げましたように、二十歳の成人年齢を十八歳に引き下げましたときの問題をやはり解消していく努力が必要でございます。それで、それには若干の時間が掛かるのではないかと、いうふうに考へて、私ども総務省といたしましては、成年や成人の権利と義務について定めた民法の成年年齢、そして少年法の適用対象年齢との整合性の観点から、これらと一致することが適当であり、引下げの時期についても一致することが望ましく、法律が見出し難いというお話は、法務省の方から繰り返しあっています、例えば消費者保護だとか法教育だとかという、ここには一定時間が掛かるではないかとか、あるいは、国民世論を見たときに、成年年齢の引下げには慎重だという意見があるではないかと、こういう議論というのはその合理的な理由とはならないのか。

○仁比聰平君 総務大臣に、ちょっと切り違え尋ねのようで恐縮ですが、異ならせる合理的な理由は見出し難いというお話は、法務省の方から繰り返しあっています、例えば消費者保護だとか法教育だとかという、ここには一定時間が掛かるではないかとか、あるいは、国民世論を見たときに、成年年齢の引下げには慎重だという意見があるではないかと、こういう議論というのはその合理的な理由とはならないのか。

○仁比聰平君 総務大臣に、ちょっと切り違え尋ねのようで恐縮ですが、異ならせる合理的な理由は見出し難いというお話は、法務省の方から繰り返しあっています、例えば消費者保護だとか法教育だとかいう、ここには一定時間が掛かるではないかとか、あるいは、国民世論を見たときに、成年年齢の引下げには慎重だという意見があるではないかと、こういう議論というのはその合理的な理由とはならないのか。

○仁比聰平君 総務大臣に、ちょっと切り違え尋ねのようで恐縮ですが、異ならせる合理的な理由は見出し難いというお話は、法務省の方から繰り返しあっています、例えば消費者保護だとか法教育だとかいう、ここには一定時間が掛かるではないかとか、あるいは、国民世論を見たときに、成年年齢の引下げには慎重だという意見があるではないかと、こういう議論というのはその合理的な理由とはならないのか。

○仁比聰平君 総務大臣に、ちょっと切り違え尋ねのようで恐縮ですが、異ならせる合理的な理由は見出し難いというお話は、法務省の方から繰り

○仁比聰平君 ちょっと別の角度から両大臣の御見解を伺います。

それぞれの制度が立法趣旨が違う、理論的に一致する必要はないということで法務省が強くおつしやり続けてきたわけですけれども、そうすると、憲法十五条三項に言われる「成年者による普通選挙」という言葉の意義ですね、「成年者による普通選挙」と字句上あれば、その成年年齢と公職選挙の年齢というのは一致しなければならないのかというような問題もあるかと思いますけれども、法務省はどうお考えなんでしょう。

○政府参考人(深山卓也君) ただいま、憲法十五条三項の「成年者による普通選挙を保障する。」というときの成年者と民法上の成年年齢の関係について御質問がありました。

これは、ある時期に法務省でも網羅的に憲法学説を調べたことがございますけれども、憲法学説上も、この成年者という概念と民法の成年というの直接の関係はない、どちらかが下がったらどちらかが下がるという関係はないという考え方など、もう一つ、憲法が制定された当時既に、明治以来、日本の民法では成年は二十歳ということになっていた、民法上の成年年齢を考慮して民法上成年年齢に達している人を成年者という概念で表

されています。しかし、この成年者という概念と民法の成年年齢との関係は、成年年齢が二十歳のままで公職選挙法上の選挙権の年齢が十八歳に下がるということは憲法上の問題ではない、憲法違反にはならないということです。

○仁比聰平君 したがって、私たちの整理、これは実は法制審議会で議論したときもそういう整理になりましたが、どちらの憲法上の理解に立つても、民法上の成年年齢が二十歳のままで公職選挙法上の選挙権の年齢が十八歳に下がるということは憲法上の問題ではない、むしろ望ましいというのがそちらの考え方になります。

○政府参考人(深山卓也君) お答えいたしました。

○仁比聰平君 今の法制審査ないし法務省の憲法十

五条三項の理解というのは、これは、総務大臣、

○政府参考人(安田充君) お答えいたしました。

○仁比聰平君 総務省も一緒なんでしょうか。

○政府参考人(安田充君) お答えいたしました。

○仁比聰平君 五年三項による普通選挙を保障しておりますけれども、何歳からが成年者であるかについては法律に

委ねておりまして、選挙権年齢と民法の成年年齢

が理論上必ず一致しなければならないとは言えな

いと考えております。

○仁比聰平君 だったらば、なぜ現行法施行まで

の三年間あるいは今日までの七年間に政府として

の議論がまとまらなかつたんでしょうか。現行法

附則三条は、施行まで、つまり三年間の一致をと

されている。だけれども、これが今日までなされ

ています。

○仁比聰平君 され

られています。

○仁比聰平君

ざいます。  
○仁比勝平君　まだまだ議論は必要だと思いま  
す。

終わります。

○福島みずほ君　社民党の福島みずほです。

公務員の政治活動についてお聞きをいたしま  
す。

これは、元々の法律の中で意見表明権を侵害し  
ないようにということで、今回の改正案では、原  
則として、これは船田発議者の方からも出ており  
ますが、国家公務員、地方公務員とも純粹な勧誘  
行為は原則自由であるということで平仄をそろえ  
ると。

まず、国家公務員に関しては今回の改正案の検  
討規定は適用されない、つまり自由であるとい  
うことによるらしいのでしょうか。

○政府参考人(井上利君)　お答えいたします。

一般職の国家公務員については、国家公務員法  
第一百二条及びこれに基づく人事院規則において、  
一定の政治的目的をもつてする一定の政治的行為  
が制限されており、具体的には、人事院規則で政  
治的目的と政治的行為をそれぞれ限定的に列举し  
た上で、人事院規則に掲げられる政治的目的を  
もつてする人事院規則で定める政治的行為を制限  
するという形を取っております。

国民投票に際して行う憲法改正に対する支持、  
反対は人事院規則で政治的目的として掲げられて  
いる事項には該当しておりませんので、専ら憲法  
改正に対する支持、反対を目的として国民投票運  
動や賛否の意見表明などの行為を行つても現行の  
国家公務員法上的一般職国家公務員の政治的行為  
の制限の対象にはならないというふうに考えられ  
ます。

○福島みずほ君

私も、選挙運動とそれから国民投票つてやはり違うものだというふうに思つてい  
るんです。それは、やっぱり主権者があるので、物すごく地位が高い人が自分のコントロールでや  
ることは極めて問題だけれども、誰でも主権者であ  
り、重要なことに関して主権者としてのやつぱり

意見表明や活動というのは保障されるべきだと  
思つております。

これは発議者の中からもそういう表明がされて  
おりますが、すると、今回の改正法案における  
検討規定は、これは地方公務員に対して考え方られ  
るということでしょうか。

○福島みずほ君

まだまだ議論は必要だと思いま  
す。

終わります。

いきます。立法府や司法府でも様々な議論が行われ  
てきたということでありまして、これらを踏ま  
え、その取扱いについては慎重に考えていかなく  
てはならないと、このように考えております。

○福島みずほ君

もう一回確認ですが、国家公務  
員の場合はこの検討規定は適用されないということ  
でよろしいんですね。

○政府参考人(三輪和夫君)　地方公務員法におき  
まして、第三十六条の第二項におきましては、公  
の選挙又は投票において特定の人を支持し、又は  
反対する目的をもつて、公の選挙又は投票において  
投票をするように、又はしないように勧誘運動  
をすること等が禁止をされております。ここに言  
う公の投票でありますけれども、これはそもそも  
制度の趣旨といたしましては住民投票などを想定  
しておるものでありますけれども、字義上は国民  
投票も対象となると考えております。

このために、平成十九年の国民投票法制定に當  
たりまして、法令の規定について検討を加え、必  
要な法制上の措置を講ずるという趣旨の附則第十  
一条が設けられたものと承知をしております。

○福島みずほ君

国家公務員と地方公務員で随分  
違うじゃないかというのはずっと議論があり、だ  
とすれば、地方公務員についても、今回は意見表  
明、単純な意見表明は自由であるというふうには  
なっているわけですが、もっと国家公務員に合わ  
せてというべきか、主権者として行動ができるよ  
うにすべきではないか。

ら、国家公務員、地方公務員含めた公務員の政治  
活動は、戦後、裁判例も含めてとても争われてき  
た長い歴史があります。だとすると、これから検  
討事項というふうになつてゐるわけですが、とり  
わけ地方公務員に関しては、十分議論しないとほ  
かの様々なことにも波及しますので、軽々に議論  
をするということでは駄目だというふうに思つて  
おります。

今日は内閣法制局長官に来ていただいておりま  
すので、集団的自衛権の行使は違憲であると先ほ  
ど答弁をしていただきました。イラク特措法制定  
時などにおいて駆け付け警護は違憲であるとい  
うことです。違憲となる理由についてお聞かせくだ  
さい。

まだ、潜没航行している潜水艦に武力行使する  
ことは国際法上もできないということでおろしく  
であります。

また、戦争が終わつた後は別として、現状で紛  
争が生じてゐる機雷の除去活動への参加について  
違憲という従来の見解でよろしいか、御答弁くだ  
さい。

まだ、潜没航行している潜水艦に武力行使する  
ことは国際法上もできないということでおろしく  
であります。

また、潜没航行している潜水艦に武力行使する  
ことは国際法上もできないということでおろしく  
であります。

まだ、潜没航行している潜水艦に武力行使する  
ことは国際法上もできないということでおろしく  
であります。

てきているところでございますが、武器使用の相手方が単なる犯罪集団などであることが明白な場合など、その武器使用が武力の行使に当たるおそがないと言えるような枠組みを設定することができる場合には、いわゆる駆け付け警護における武器使用であっても憲法上許容されるわけではないということです。

二点目として、潜没航行している潜水艦についてのお尋ねでございます。

武力の行使につきましては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合における個別の自衛権の発動としての武力の行使以外のものは許容されないというのが従来からの憲法第九条の解釈でございます。御指摘の潜没航行している潜水艦に対する武力の行使につきましては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合以外には行うことはできないということです。

三点目でございますけれども、機雷掃海のお尋ねがございました。

一般論として申し上げますと、従来から、政府は機雷の除去につきまして、遺棄された機雷などを武力攻撃の一環としての意味を有しない機雷につきましては、我が国船舶の安全確保のために必要な場合には、自衛隊法第八十四条の二に基づき除去が可能であると解しております。

他方、外国による武力の行使の一環として敷設されている機雷の除去は、一般に当該外国との関係で我が国による武力の行使に当たると解され、我が国に対する武力攻撃が発生していない状況の下でこれを行うことは憲法上許されないと考えるお答えしてきているところでございます。

○福島みづほ君 時間ですので、終わります。

○荒井広幸君 新党改革の荒井でございます。

総務大臣、お忙しいところ済みません。最後でございます。

管理機関としては、公職選挙法及び憲法改正国民投票法に基づいて、それぞれ執行をさせていただくことになります。

実務的には、それぞれの実施の基礎となる名簿に関しまして、国民投票の投票人名簿は、これは制度上、選挙人名簿とは別個に調製することになつておるわけでございます。各市町村においても、選挙人名簿を調製する情報のシステムとは別に国民投票の投票人名簿を作成するシステムを整備しておるところでありまして、これが同時に行つたとしても、それぞれの登録要件に応じて調製が行われるものというふうに考えております。

一方で、国政選挙と国民投票を同時に実施する場合には、公選法上の公民権停止者も国民投票の投票は可能であるということで、それぞれの名簿の登録要件が異なるために、国民投票の投票はできないが、公選法上の年齢のそれぞれの年齢が異なる場合も同じでございます。

また、名簿の登録要件が異なります。それは、選挙人の場合は引き続き三ヶ月以上の住民基本台帳に登録されている者と、こういうことになつておられますから、この名簿登録地がそれぞれ違うわけでありまして、それぞれ別々の場所で投票しなければならないと、こういう事態が発生することも考えられるわけであります。

いずれにいたしましても、これは、それぞれのルールがありますということは国民の皆様にしっかりと御説明しなければならない、そしてそれが立すれば国民投票が当然実施できるわけですが、しかし、十八歳投票でありますから、いわゆる選挙権年齢、二十歳というこの差があるわけです。

す。

○荒井広幸君 今大臣の方から御丁寧に、両方の投票は可能であると、そのときの問題点として考えられるものはそのような整理の仕方で対応していくんだということのお話がありました。

これは具体的に言いますと、例えば、A政党あるいはA候補者が、ある憲法改正が掛けられたと

しますね、ある憲法改正の中身があります、国民投票にいよいよなります。A政党やA候補者はこの憲法改正案に反対であると、となりますと、

投票にいよいよなります。A政党やA候補者はこの憲法改正案に賛成なんですね。B政党やB候補者はこの憲法改正案に賛成なんですね。B政党やB候補者はこの憲法改正案に反対であると、となりますと、

言つてみれば、国民投票案件と、そのときの政治イシューといいますか、政権選択や議会の構成を決めていく中で、非常に絡んだ動きが出てくるん

ですね。こういうものも十分に考えておきませんと、いわゆる我々、選挙違反ということもありま

すけれども、様々に、国民投票違反といふんで

しあうかね、そういったところに違反や不正が横行しますと、あるいはそういう隙間を狙つて活動

するということになりますと、その投票の信頼性というのは非常に揺らいでくるわけです。

そういう点を十分考えないといけないということ

とで、今般、私どもは衆議院に議席を持ちませんけれども、提出者の一つの政党に加わつておりますのは、大前提として早くこの選挙権年齢も十八歳に近づけていただき、同時に、同時に投票する

といふような場合もあるわけですね。あるいは、その場合の方がまさわしい場合もあるかもしれません。あるいは、分けた方がいいかもしれません。いろいろな、これは客観的、政治的な意味

じゃなくて、国民の判断をいただくという意味で、憲法のお考えをいただくという意味では分けた方がいいということもありますが、議論の経過の中では、これは七年前になりますが、七年前には同時は可能であるというつくりで來ているんです。起こり得るということを来ているんですね。起こり得ると言つた方がいいんです。

ですから、こういった問題も十分に検討をしながら、私どもは十八歳に早期にそろえるべきだと

いうことで賛同したということを申し上げたいというふうに思います。

時間が早いんですが、以上で終わります。

○会長(小坂憲次君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

第一一七七六号 平成二十六年五月二十日受理  
一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願第一一七七六号

一、憲法改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願(第一一八三四号)

第一一八三四号 平成二十六年五月二十二日受理  
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに關する請願

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。  
請願者 北海道網走市 金子ゆかり 外千  
二百九十六名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

第一一八三四号 平成二十六年五月二十二日受理  
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに關する請願 請願者 横浜市 村上久枝 外九十九名  
紹介議員 福島みづほ君  
この請願の趣旨は、第五六号と同じである。